

協議第9号

財産及び債務の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	5 財産及び債務の取扱い
<p>3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。</p>	

「協議第9号 財産及び債務の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	5 財産及び債務の取扱い
調整の内容	3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。

現況(平成14年度末現在)			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
【財産】 公有財産<別紙1> ・土地 23,561,859m ² ・立木推定蓄積量 184,466m ³ ・建物(延床面積) 174,144m ² ・有価証券 株券 58,150千円 会員券 750千円 ・出資による権利 838,543千円 物品<別紙2> ・公用車 122台 債権<別紙3> 971,948千円 基金等<別紙4> 3,496,389千円 【債務】 地方債残高<別紙5> 34,694,654千円 債務負担行為<別紙6> ・平成15年度以降の支出予定額 2,301,812千円	【財産】 公有財産<別紙1> ・土地 16,704,369m ² ・立木推定蓄積量 198,267m ³ ・建物(延床面積) 72,302m ² ・有価証券 株券 53,740千円 会員権 8,000千円 ・出資による権利 186,383千円 物品<別紙2> ・公用車 55台 債権<別紙3> 214,618千円 基金等<別紙4> 3,744,820千円 【債務】 地方債残高<別紙5> 7,094,630千円 債務負担行為<別紙6> ・平成15年度以降の支出予定額 576,350千円	【財産】 公有財産<別紙1> ・土地 20,203,200m ² ・立木推定蓄積量 203,883m ³ ・建物(延床面積) 41,801m ² ・有価証券 株券 15,130千円 ・出資による権利 29,801千円 物品<別紙2> ・公用車 46台 債権<別紙3> 18,457千円 基金等<別紙4> 2,108,141千円 【債務】 地方債残高<別紙5> 5,058,897千円 債務負担行為<別紙6> ・平成15年度以降の支出予定額 934,790千円	

別紙1

公有財産(土地)

(単位:m²)

区 分		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計	
行政財産	本庁舎	4,065	7,466	22,011	33,542	
	公共用 財 産	学校	578,557	139,268	57,488	775,313
		公営住宅	112,478	101,057	44,386	257,921
		公園	1,038,578	567,093	68,728	1,674,399
		その他の施設	9,252,127	3,595,362	8,380,479	21,227,968
	山林(保安林)	5,139,000	9,968,240	872,000	15,979,240	
	計	16,124,805	14,378,486	9,445,092	39,948,383	
普通財産	宅地	45,023	7,858	3,372	56,253	
	田畑	0	0	0	0	
	山林	7,170,000	1,532,963	10,063,900	18,766,863	
	その他	222,031	785,062	690,836	1,697,929	
	計	7,437,054	2,325,883	10,758,108	20,521,045	
合 計		23,561,859	16,704,369	20,203,200	60,469,428	

公有財産(立木推定蓄積量)

(単位:m³)

区 分	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
行政財産	83,422	177,288	19,806	280,516
普通財産	101,044	20,979	184,077	306,100
合 計	184,466	198,267	203,883	586,616

別紙1(つづき)

公有財産(建物)

(延床面積、単位:㎡)

区 分		幕 別 町		更 別 村		忠 類 村		合 計		
		木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	
行政財産	本庁舎		49	3,816	58	2,825	0	1,031	107	7,672
	公共用 財 産	学校	2,715	50,428	674	11,716	108	7,261	3,497	69,405
		公営住宅	407	45,693	6,275	12,707	506	9,334	7,188	67,734
		公園	928	257	1,174	463	180	0	2,282	720
		その他の施設	15,548	52,096	5,064	30,255	5,218	17,522	25,830	99,873
	計		19,647	152,290	13,245	57,966	6,012	35,148	38,904	245,404
普通財産		768	1,439	264	827	193	448	1,225	2,714	
合 計		20,415	153,729	13,509	58,793	6,205	35,596	40,129	248,118	
		174,144		72,302		41,801		288,247		

別紙1(つづき)

公有財産(有価証券)

(単位:千円)

名 称	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
【株券】				
株式会社北海道畜産公社	690	420	300	1,410
帯広空港ターミナルビル株式会社	760	320	280	1,360
十勝テレホンネットワーク株式会社	200	50	50	300
十勝モーターパーク株式会社	0	7,950	0	7,950
株式会社幕別町地域振興公社	56,500	0	0	56,500
株式会社アドバンス	0	1,000	0	1,000
株式会社さらべつカントリーパーク	0	14,000	0	14,000
株式会社さらべつ産業振興公社	0	30,000	0	30,000
株式会社忠類振興公社	0	0	14,500	14,500
計	58,150	53,740	15,130	127,020
【会員券】				
株式会社 帯広国際	750	0	0	750
十勝モーターパーク株式会社	0	8,000	0	8,000
計	750	8,000	0	8,750
合 計	58,900	61,740	15,130	135,770

別紙1(つづき)

公有財産(出資による権利)

(単位:千円)

名 称		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
出 資 金	幕別町森林組合	1,672	0	0	1,672
	更別村森林組合	0	5,586	0	5,586
	忠類村森林組合	0	0	4,050	4,050
	幕別町土地開発公社	5,000	0	0	5,000
	更別村土地開発公社	0	7,000	0	7,000
	忠類村土地開発公社	0	0	6,000	6,000
	十勝中部広域水道企業団	717,183	146,783	0	863,966
	十勝ふるさと市町村圏基金	51,480	16,200	13,320	81,000
	北海道農業信用基金協会	1,600	1,550	1,640	4,790
	北海道土地改良事業団体連合会	650	368	250	1,268
	国民健康保険団体連合会診療報酬支払基金	462	170	94	726
	(社)北海道私学振興基金協会	90	60	60	210
	(財)北海道市町村職員福祉協会育英事業	1,250	750	750	2,750
	(有)北海道索道サービス	0	0	50	50
	計	779,387	178,467	26,214	984,068
	出 捐 金	北海道信用保証協会	0	30	0
(社)更別村社会福祉協議会		0	2,000	0	2,000
(財)北海道地域医療振興財団		0	0	142	142
(財)北海道社会福祉施設運営財団		330	120	90	540
(財)北海道農業開発公社		200	200	200	600
(財)北海道勤労者信用基金協会		350	100	100	550
(財)北海道学校保健会		261	184	165	610
(財)北海道健康づくり財団		9,200	1,200	880	11,280
(財)北海道暴力追放センター		1,700	500	300	2,500
(財)十勝圏振興機構		20,412	3,276	1,431	25,119
(財)札幌交響楽団		0	200	200	400
(財)十勝勤労者共済センター		483	106	79	668
(財)アイヌ文化振興研究推進機構		20	0	0	20
(財)幕別町農業振興公社		20,000	0	0	20,000
(財)十勝エコロジーパーク財団		6,200	0	0	6,200
計	59,156	7,916	3,587	70,659	
合 計	838,543	186,383	29,801	1,054,727	

別紙2

物品(公用車)

(単位:台)

区 分	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
普通貨物自動車	17	6	2	25
小型貨物自動車	26	5	5	36
乗合自動車	12	6	4	22
普通乗用自動車	6	3	5	14
小型乗用自動車	23	9	7	39
特殊用途自動車	13	3	3	19
大型特殊自動車	8	4	6	18
小型特殊自動車	3	9	7	19
軽自動車	11	6	7	24
原動機付き自転車	3	4	0	7
合 計	122	55	46	223

別紙3

債権

(単位:千円)

区 分		幕別町	更別村	忠類村	合 計
町村税	住民税	74,438	2,057	1,952	78,447
	固定資産税	173,046	206,124	6,697	385,867
	国保税	258,618	4,984	8,730	272,332
	その他	9,327	21	79	9,427
	計	515,429	213,186	17,458	746,073
各種貸付金		394,335	0	0	394,335
使用料	住宅料	16,761	249	999	18,009
	水道使用料	29,056	944	0	30,000
	下水道使用料	13,396	170	0	13,566
	保育料等	28	46	0	74
	その他	1,860	8	0	1,868
	計	61,101	1,417	999	63,517
介護保険料		1,083	15	0	1,098
合 計		971,948	214,618	18,457	1,205,023

別紙4
基金等

(単位:千円)

名称		幕別町	更別村	忠類村	合計
一般会計	財政調整基金	818,000	519,611	562,277	1,899,888
	減債基金	1,093,375	614,864	362,586	2,070,825
	公共施設整備等基金	0	738,163	229,671	967,834
	教育施設建設基金	8,832	0	0	8,832
	土地開発基金(現金)	317,845	540,010	37,593	895,448
	(土地)	168,105	15,000	3,020	186,125
	図書館図書整備基金	64,050	0	0	64,050
	学校図書等整備基金(H15年度廃止)	0	2,000	0	2,000
	ふるさと創生事業基金	100,000	110,493	35,785	246,278
	国鉄広尾線代替輸送確保基金	0	17,477	34,287	51,764
	地域福祉基金	433,200	462,250	93,580	989,030
	酪農振興基金	72,253	0	0	72,253
	農業振興基金	0	351,471	86,043	437,514
	河川緑化整備事業基金	141,866	0	0	141,866
	村有林野基金	0	37,061	0	37,061
	国営土地改良事業施設整備基金	0	0	36,556	36,556
	中山間ふるさと水と土保全基金	0	0	6,350	6,350
	奨学資金積立基金	20,513	0	0	20,513
	小規模企業振興資金貸付基金	6,169	0	0	6,169
	勤労者生活資金貸付基金	4,472	0	0	4,472
備荒資金組合積立金(普通納付分)	104,750	104,750	114,962	324,462	
(超過納付分)	52,392	154,140	290,098	496,630	
特別会計	国民健康保険支払準備基金	0	45,554	16,696	62,250
	簡易水道事業特別会計基金	0	0	132,026	132,026
	農業集落排水事業償還基金	0	29,173	47,106	76,279
	農業集落排水事業特別会計基金	0	0	12,432	12,432
	介護保険財政関係基金	69,567	2,803	7,073	79,443
公営企業会計	水道会計積立金(法定分)	14,000	0	0	14,000
	(任意分)	7,000	0	0	7,000
合計		3,496,389	3,744,820	2,108,141	9,349,350

別紙5

地方債残高

(単位:千円)

名 称	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
一般会計	21,100,609	5,899,942	3,643,349	30,643,900
一般公共事業債	2,397,241	431,498	319,117	3,147,856
一般単独事業債	10,477,132	1,307,280	593,821	12,378,233
公営住宅建設事業債	1,889,099	367,031	419,420	2,675,550
義務教育施設整備事業債	1,306,922	49,560	83,927	1,440,409
辺地対策事業債	816,018	8,735	5,689	830,442
災害復旧事業債	86,714	1,700	6,083	94,497
過疎対策事業債	0	2,916,893	1,495,566	4,412,459
財源対策債	586,053	179,204	8,539	773,796
減税補てん債	629,189	102,093	45,273	776,555
臨時財政対策債	582,200	263,200	181,500	1,026,900
その他	2,330,041	272,748	484,414	3,087,203
特別会計	10,952,475	1,194,688	1,415,548	13,562,711
国民健康保険	0	20,684	0	20,684
簡易水道	859,436	68,279	628,497	1,556,212
公共下水道	9,338,277	1,105,725	0	10,444,002
個別排水	582,762	0	82,800	665,562
農業集落排水	0	0	704,251	704,251
公共用地取得	172,000	0	0	172,000
公営企業会計	2,641,570	0	0	2,641,570
水道	2,641,570	0	0	2,641,570
合 計	34,694,654	7,094,630	5,058,897	46,848,181

別紙6

債務負担行為

(単位:千円)

区 分	幕 別 町			更 別 村			忠 類 村			合 計		
	債務負担 行為限度 額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等	債務負担 行為限度 額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等	債務負担 行為限度 額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等	債務負担行 為限度額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等
土地の購入に 係るもの	0	0	0	121,461	28,415	28,415	88,000	0	0	209,461	28,415	28,415
建造物の購入に 係るもの	226,751	37,785	37,785	0	0	0	0	0	0	226,751	37,785	37,785
その他の物件の 購入に係るもの	31,953	27,947	27,947	0	0	0	0	0	0	31,953	27,947	27,947
製造・工事の請負 に係るもの	229,367	83,225	5,408	0	0	0	0	0	0	229,367	83,225	5,408
債務保証、損失補 償に係るもの	3,070,500	0	0	0	0	0	68,741	0	0	3,139,241	0	0
その他	5,725,151	2,152,855	1,923,298	3,614,790	547,935	349,076	1,740,984	934,790	807,238	11,080,925	3,635,580	3,079,612
合 計	9,283,722	2,301,812	1,994,438	3,736,251	576,350	377,491	1,897,725	934,790	807,238	14,917,698	3,812,952	3,179,167

財産及び債務の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 略

3 略

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

（財産の管理及び処分）

第223条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（地方債）

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は予算でこれを定めなければならない。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物

(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

(6) 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券

(7) 出資による権利

(8) 不動産の信託の受益権

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第5条の11 合併特例区が成立する際に現に合併関係市町村(第5条の13第3項に規定する場合には、合併市町村)が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に当該合併特例区が承継するものとする事ができる。

【用語解説】

財産

・公有財産、物品、債権、基金の4種類に分類されるもの。

公有財産

・地方公共団体が保有する不動産、特定の動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利など。

行政財産

・公有財産の一部であり、庁舎などの自らの事務事業のため直接使用する公用財産と、道路、公園、学校のように住民の利益のため共同利用させる公共用財産とに分類される。
・原則的に貸し付け、交換、売り払いや私権の設定ができない。

普通財産

・公有財産の一部であり、行政財産以外の特定の行政目的がなく所有している財産。
・行政財産と違い、貸し付け、交換、売り払いや私権の設定ができる。

有価証券

・株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずるもの。

出資による権利

・特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として金銭その他の財産を提供することで、社団法人への出資、財団法人への出捐金を含む。

物品

・地方公共団体が所有する動産のことで、その使用形態、品質、耐久度及び使用目的によって区分される。自動車など比較的長期間にわたってその形状又は性質を変更することなく反復使用することができるものは備品として区分される。

債権

・金銭給付を目的とする権利のことであり、地方税、分担金、使用料等の公法上の収入金にかかる債権、物件の売払い代金、貸付料等の私法上の収入金にかかる債権のほか、歳出金の誤払い、過払いに基づく返還金にかかる債権など地方公共団体が自己以外の者に対して金銭の給付を請求しうるすべての権利を含む。

基金

・地方公共団体が特定の目的のために資金を積み立てるもので、一般家庭の貯金のようなもの。
・条例により設置の目的及び管理運営の方法等を明らかにされており、特定の目的のために財産を維持管理又は資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金の大きく二つに区別される。

地方債

・地方公共団体が公共施設などの施設建設のために、資金調達的手段として会計年度を越えて金銭を借り入れるもの。
・長期間使用する公共施設の建設費用を、現在の世代の税收だけでまかなうのではなく、世代を超えて公平に負担していくことが主な目的であり、実施する事業の種類により充当率(事業費に対する借入額の割合)が定められており、借入れに当たっては、議会の議決が必要。
・借入先は財務省などの政府資金、公営企業金融公庫、民間の金融機関など。

債務負担行為

・数年度に渡る建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。限度額と期間を定めて約束するもので、一般家庭の分割払いにあたる。

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

西東京市(東京都)

- (1) 公有財産と物品は、合併後新市に引き継ぐものとする。
- (2) 有価証券、出資による権利及び債権は、合併後新市に引き継ぐものとする。
- (3) 基金については、合併後新市に引き継ぐものとする。

南アルプス市(山梨県)

財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

やまがたし 山泉市(岐阜県)

3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

おおさかみしまちょう 大崎上島町(広島県)

3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引継ぐものとする。

いなべ市(三重県)

4町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。また、治田財産区有財産は、治田財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。